

1.1.1 インタラクティブ処理方式

NACCS のインタラクティブ処理方式は、インタラクティブ処理方式（パソコン用パッケージソフトを使用）、インタラクティブ処理方式（SMTP 双方向）、~~インタラクティブ処理方式（ダイレクト・インターフェース）~~、WebNACCS 処理方式 ~~インタラクティブ処理方式~~（Web ブラウザを使用）、及びインタラクティブ処理方式（ebMS 処理方式）がある。

1.1.1.1 インタラクティブ処理方式（パソコン用パッケージソフトを使用）

(1) インタラクティブ処理方式（『パッケージソフト インタラクティブ処理方式』を使用）

利用者側パソコンと NACCS センターサーバを、ネットワーク・トランスポート層に TCP/IP、その上位層を HTTP で接続する処理方式。

1 件ずつ電文を送受信する。

なお、以降は本処理方式をインタラクティブ処理方式（インタラクティブ）とする。

(2) インタラクティブ処理方式（『パッケージソフト netNACCS 処理方式』を使用）

利用者側パソコンと NACCS センターサーバを、ネットワーク・トランスポート層に TCP/IP、その上位層を HTTPS で接続する処理方式。インタラクティブ処理方式のインターネット版である。

1 件ずつ電文を送受信する。

なお、以降は本処理方式をインタラクティブ処理方式（netNACCS）とする。

1.1.1.2 インタラクティブ処理方式 SMTP 双方向（ゲートウェイコンピュータを使用）

利用者側と NACCS センターサーバの双方に SMTP サーバを設置し、ネットワーク・トランスポート層に TCP/IP、その上位層を SMTP で接続する処理方式。

1 件ずつ電文を送受信する。

なお、以降は本処理方式をインタラクティブ処理方式（SMTP 双方向）とする。

~~1.1.1.3 インタラクティブ処理方式 ダイレクト・インターフェース~~

~~（ダイレクト・インターフェース用ホストを使用）~~

~~利用者側コンピュータと NACCS センターサーバを、X.25 で接続する処理方式。~~

~~1 件ずつ電文を送受信する。~~

~~当該処理方式は、Air=NACCS のみ利用可能である。~~

~~なお、以降は本処理方式をインタラクティブ処理方式（ダイレクト・インターフェース）とする。~~

! 『パッケージソフト ~処理方式』は NACCS センターが提供するパソコン用パッケージソフトの種類を表す。パソコン用パッケージソフトの種類/機能の詳細は「~~7.2 パソコン用パッケージソフトの機能~~民間パッケージソフト操作説明書」を参照すること。

1.1.1.34 ~~インタラクティブ処理方式~~ WebNACCS 処理方式 (Web ブラウザを使用)

利用者側パソコンと NACCS センターサーバを、ネットワーク・トランスポート層に TCP/IP、その上位層を HTTPS で接続する処理方式。

利用者パソコンの Web ブラウザから、NACCS センター Web サーバにアクセスし、表示される業務画面への入力や、ボタンの押下等のアクションにより業務を実施し、また処理結果画面が表示される。

~~処理結果電文（帳票用）は、電文受信ソフトをインストールすることで、受信することが可能である。~~

なお、以降は本処理方式を ~~インタラクティブ処理方式~~ WebNACCS 処理方式 (Web ブラウザを使用) とする。

! ~~『電文受信ソフト』はNACCSセンターが提供するパソコン用パッケージソフトを表す。『電文受信ソフト』の機能の詳細は「11. WebNACCSクライアント」を参照。
処理結果電文（帳票用）は、NACCSにおける電文種別の一つを示す。
NACCSにおける電文種別は、「3.4 電文の種類」を参照。~~

1.1.1.45 ~~インタラクティブ処理方式~~ ebMS 処理方式 (ゲートウェイコンピュータを使用)

利用者側 ebMS サーバと NACCS センターサーバを、ネットワーク・トランスポート層に TCP/IP、その上位層を HTTPS で接続し、ebMS2.0 で送受信処理を行う方式。ebMS2.0 のマルチペイロード機能を採用することにより、複数件の処理をまとめて送信することができる。

なお、以降は本処理方式をインタラクティブ処理方式 (ebMS 処理方式) とする。

1.1.2 メール処理方式

NACCS のメール処理方式は、~~メール処理方式（パソコン用パッケージソフトを使用）、及び~~メール処理方式 (ゲートウェイコンピュータを使用) **のみ利用可能である。**~~がある。~~

~~1.1.2.1 メール処理方式（パソコン用パッケージソフトを使用）~~

~~利用者側パソコンとNACCSセンターサーバを、ネットワーク・トランスポート層にTCP/IP、その上位層をSMTP/POP3で接続する処理方式。~~

~~複数件の処理をまとめて送信することができ、処理結果は一定時間後にセンターサーバへ一括して取りに行く（受信する）必要がある。~~

1.1.2.12 ~~メール処理方式（ゲートウェイコンピュータを使用）~~

利用者側ゲートウェイコンピュータと NACCS センターサーバを、ネットワーク・トランスポート層に TCP/IP、その上位層を SMTP/POP3 で接続する処理方式。

複数件の処理をまとめて送信することができ、処理結果は一定時間後に NACCS センターサーバへ一括して取りに行く（受信する）必要がある。

1.2 利用者との接続形態

NACCS センターサーバと各利用者システムとの接続形態として、利用ネットワークごとに NACCS ネットワーク（Peer to Peer 接続、ルータ~~＝~~接続、ゲートウェイ接続）、インターネット（netNACCS 接続、WebNACCS 接続、ゲートウェイ接続）がある。イメージを図 1-2-1 に示す。

1.2.1 NACCSネットワーク

1.2.1.1 Peer to Peer接続

NACCS センターサーバと利用者のパソコンとを、1 対 1 で接続する形態であり、データ送受信処理方式として、インタラクティブ処理方式と~~メール処理方式~~が利用可能である。

~~インタラクティブ処理方式は、NACCS センターが提供するパソコン用パッケージソフトを使用し、NACCS センターサーバへのアクセスは専用線、~~ダイヤルアップ~~、ADSL、またはブロードバンド光の回線が利用可能である。~~

~~メール処理方式のアクセス回線についても同様である。~~

1.2.1.2 ルータ~~＝~~接続

NACCS センターサーバと利用者の LAN 上の複数のパソコンを接続する形態であり、データ送受信処理方式として、インタラクティブ処理方式と~~メール処理方式~~が利用可能である。

~~インタラクティブ処理方式は、NACCS センターが提供するパソコン用パッケージソフトを使用し、NACCS センターサーバへのアクセスは専用線、~~ダイヤルアップ~~、ADSL、またはブロードバンド光の回線が利用可能である。~~

~~メール処理方式のアクセス回線についても同様である。~~

1.2.1.3 ゲートウェイ接続

NACCS センターサーバと利用者のゲートウェイコンピュータを接続する形態である。

(1) ゲートウェイ接続（SMTP/POP3）

データ送受信処理方式として、メール処理方式（ゲートウェイコンピュータ）が利用可能であり、アクセス回線として、専用線、~~ダイヤルアップ~~、ADSL、またはブロードバンド光の回線が利用可能である。

(2) ゲートウェイ接続（SMTP 双方向）

利用者側サーバでインタラクティブ処理のインターフェースを守ることが前提である。データ送受信処理方式として、インタラクティブ処理方式（SMTP 双方向）が利用可能であり、アクセス回線として、専用線、ADSL またはブロードバンド光の回線が利用可能である。

1.2.1.4 ~~ダイレクト・インターフェース~~

~~NACCS センターサーバと利用者のダイレクト・インターフェース用ホストを接続する形態である。~~

~~ダイレクト・インターフェースは、利用者側コンピュータでインタラクティブ処理のインターフェースを守ることを前提に、データ送受信処理方式として、インタラクティブ処理方式（ダイレクト・インターフェース）が利用可能であり、アクセス回線として、専用線のみが利用可能である。~~

~~なお、ダイレクト・インターフェースは Air-NACCS においてのみ利用可能である。~~



NACCS ネットワークとは、NACCS が提供する専用網である。

専用線回線を用いた接続とは、常時、NACCS センターサーバへの通信経路を確立させておく接続方法である。回線の利用時間に関わらず、回線の使用料金は一定である。

~~ダイヤルアップ回線を用いた接続とは、必要な場合にその都度、NACCS センターサーバへの通信経路を確立させる接続方法である。回線の利用時間に応じて、回線の使用料金が変動する。~~

ADSL 回線を用いた接続とは、電話線を使用して高速なデジタルデータ通信を行う接続方法である。回線の利用時間に関わらず、回線の使用料金は一定である。

ブロードバンド光回線を用いた接続とは、光ファイバーを使用して高速なデジタルデータ通信を行う接続方法である。

なお、ADSL 接続及びブロードバンド光接続は、ベストエフォート型回線のため、帯域保証は無い。

（「付録 4 アクセス回線とアクセスポイントについて」を参照）

1.2.2 インターネット

1.2.2.1 netNACCS

NACCS センターサーバと利用者のパソコンとを、1 対 1 で接続する形態であり、データ送受信処理方式としてインタラクティブ処理方式（netNACCS）が利用可能である。

NACCS センターが提供する『パソコン用パッケージソフト netNACCS 処理方式』を使用し、NACCS センターサーバへのアクセスは、インターネット回線を利用して行う。

利用者側のパソコンと **NACCS** センターサーバの間は、クライアント/サーバ認証を行い、通信は HTTP の暗号化においてデファクトスタンダードとなっている ~~SSL~~ **TLS** を採用する。

1.2.2.2 WebNACCS

NACCS センターサーバと利用者のパソコンとを、1 対 1 で接続する形態であり、データ送受信処理方式として ~~インタラクティブ処理方式~~ WebNACCS **処理方式（Web ブラウザを使用）** が利用可能である。

Web ブラウザを使用し、NACCS センターサーバへのアクセスは、インターネット回線を利用して行う。

利用者側のパソコンと **NACCS** センターサーバの間は、クライアント/サーバ認証を行い、通信は HTTP の暗号化においてデファクトスタンダードとなっている ~~SSL~~ **TLS** を採用する。

1.3 接続形態とデータ送受信処理方式との関係

NACCS における接続形態とデータ送受信処理方式との関係を、表 1-3-1 表 1-3-に示す。

表 1-3-1 接続形態とデータ送受信処理方式との関係

利用ネットワーク	接続形態	処理方式	アクセス回線 (「付録 4」参照)
NACCS ネットワー ク	Peer to Peer 接続	インタラクティブ処理方式 (インタラクティブ)	専用線、ADSL ダイヤルアップ、 ブロードバンド光
		メール処理方式 (パソコン用パッケージソフトを使用)	専用線、ADSL ダイヤルアップ、 ブロードバンド光
	ルータ接続	インタラクティブ処理方式 (インタラクティブ)	専用線、ADSL ダイヤルアップ、 ブロードバンド光
		メール処理方式 (パソコン用パッケージソフトを使用)	専用線、ADSL ダイヤルアップ、 ブロードバンド光
	ゲート ウェイ 接続	SMTTP 双方向	インタラクティブ処理方式 (SMTTP 双方向)
SMTTP/POP3		メール処理方式 (ゲートウェイコンピュータを使用)	専用線、ADSL ダイヤルアップ、 ブロードバンド光
	ダイレクト・ インターフェース (Air NACCS のみ)	インタラクティブ処理方式 (ダイレクト・インターフェース)	専用線
インター ネット	netNACCS 接続	インタラクティブ処理方式 (netNACCS)	インターネット 回線
	WebNACCS 接続	インタラクティブ処理方式 (WebNACCS) 処理方式 (Web ブラウザを使用)	インターネット 回線
	ゲートウェイ接続	インタラクティブ処理方式 (ebMS 処理方式)	インターネット 回線

2.2.4 NACCS センターによる IP アドレスの付与

NACCS は法令手続システムであることから、NACCS センターサーバに対し税関手続輸出入・港湾関連手続を行う利用者のコンピュータを特定する必要がある。このため、NACCS に関連する利用者コンピュータの IP アドレスを、NACCS センターが一意に決定し管理することとする。

なお、NACCS センターが IP アドレスを付与する利用者コンピュータは、日本国内に設置されていなければならない。

既に、プライベート IP アドレスを採用している利用者についても同様に、NACCS のサービスを利用する際には、NACCS センターが一意に決定し管理する IP アドレスを用いなければならない。

ただし、利用者側の社内システムで使用されている IP アドレスと NACCS センターが付与した IP アドレスが重複した場合、NACCS センターは、システムの運用に支障のない範囲内で、利用者システムと重複しないプライベート IP アドレスを付与し調整を行うこととする。

なお、NACCS センターが付与したプライベート IP アドレスと一意に対応付けができることを前提として、利用者側のネットワークにて、NACCS センターが付与した IP アドレスを別の IP アドレスに変換し、それを利用者のコンピュータに付与することを可能とする。IP アドレスを変換して使用する場合は、NACCS センターの求めに応じ、NACCS センターが付与した IP アドレスと変換後の IP アドレスの対応を速やかに提示できるようにすること。

例えば、利用者側が設置した通信機器上で NAT 機能を使用して IP アドレスの変換を行う場合、静的な変換（変換元の IP アドレスが同じであれば、変換先の IP アドレスも常に同じとなる変換）を行うよう設定し、その設定内容を NACCS センターに提示できるようにすることなどがあげられる。

2.2.5 IP アドレスの付与単位

IP アドレスは利用者接続形態により、次の単位で付与する。

(1) Peer to Peer 接続

ルータ⇄、利用者側パソコン

(2) ルータ⇄接続

ルータ⇄、利用者側パソコン

(3) ゲートウェイ接続※

ルータ⇄、利用者側ゲートウェイコンピュータ

※「ゲートウェイ接続」とは、SMTP 双方向接続、及び SMTP/POP3 接続を指す。

2.2.8 IP アドレス変換についての禁止

(1) IP アドレス変換についての禁止

NACCS は法令手続システムであることから、NACCS センターサーバに対し税関手続輸出入・港湾関連手続を行う利用者のコンピュータを特定する必要がある。このため、NACCS に関連する利用者コンピュータの IP アドレスを NACCS センターが一意に決定し管理することとする。ただし、NACCS センターが付与した IP アドレスと一意に対応付けができることを前提として、利用者側のネットワークにて、NACCS センターが付与した IP アドレスを別の IP アドレスに変換し、それを利用者コンピュータに付与することを可能とする。

~~NACCS センターサーバと利用者のコンピュータとの間（注）に、利用者がルーターを設置し、IP アドレス変換を行うことを禁止する。（図 2-2-14 を参照）~~

~~（注）ゲートウェイ接続の場合、NACCS センターサーバとゲートウェイコンピュータとの間を指す。~~

(2) ゲートウェイコンピュータにおける IP アドレス変換

ゲートウェイ接続におけるゲートウェイコンピュータで IP アドレス変換を行うことは問題ない。

ただし、セキュリティ対策等の観点から、利用者はゲートウェイコンピュータで送受信した電文の内容の履歴（ログ）を取り、1年間保存しなければならない。また、ゲートウェイコンピュータ配下のパソコンで通関業務を行う場合、当該 IP アドレス変換は、固定的な IP アドレスから固定的な IP アドレスへの変換でなければならない。よって、DHCP サーバのように動的に IP アドレスを当該パソコンに割り当てることは禁止する。（「6.4 利用者のセキュリティ対策」を参照すること。）

なお、DHCP サーバを使用した IP アドレスの割り当てにおいて、利用者コンピュータの MAC アドレスに対して静的に IP アドレスを割り当てる場合はこの限りではなく、DHCP サーバにより IP アドレスの割り当てを可能とする。

! DHCP (Dynamic Host Configuration Protocol) とは、ネットワーク内のシステムの IP アドレスを一元管理するための仕組みを提供するプロトコルであり、クライアントに対して、IP アドレスを提供するのが DHCP サーバである。DHCP サーバは、クライアントからの要求に応じて動的に IP アドレスの割り当てを行う。

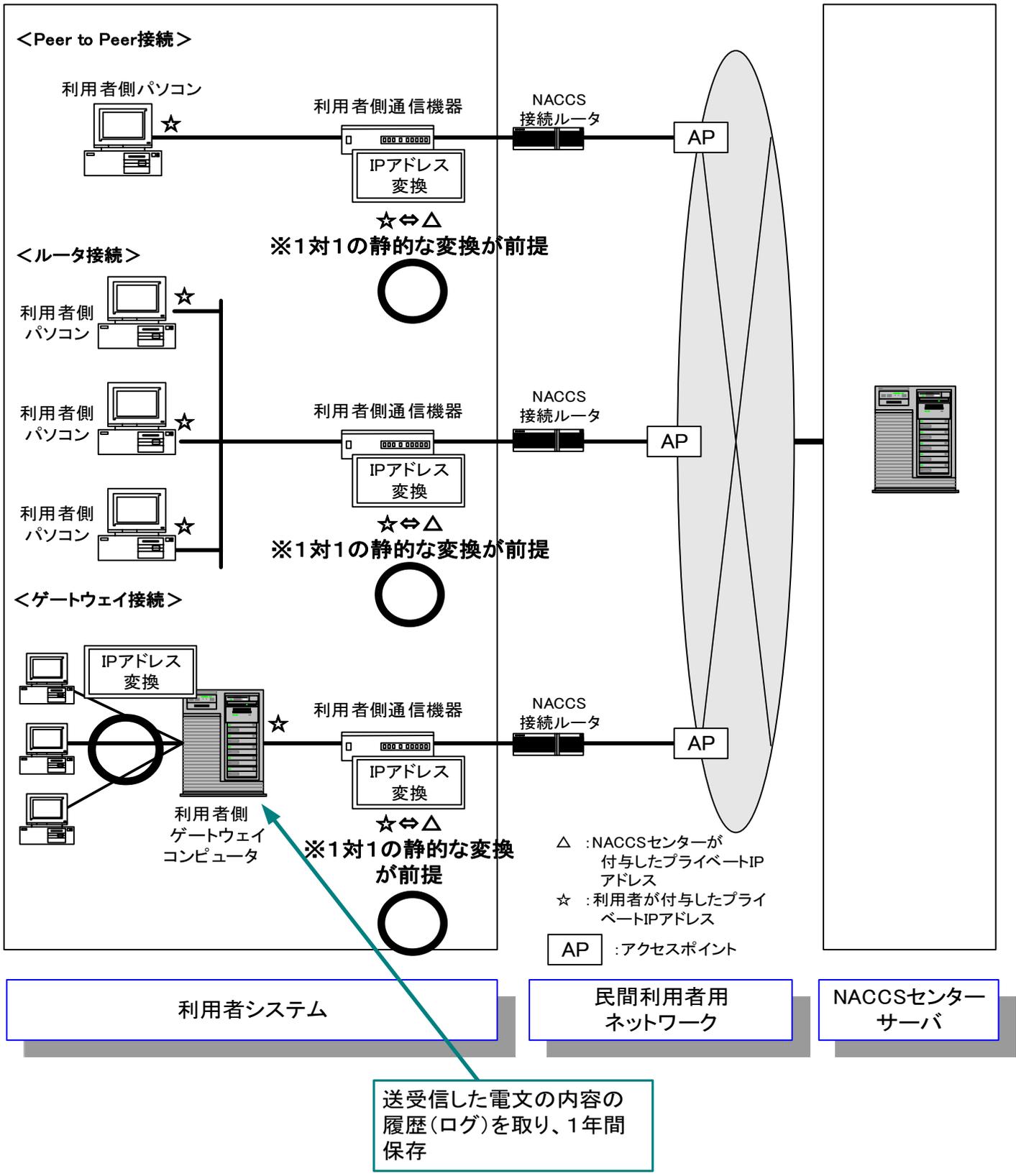


図 2-2-14 IP アドレス変換 **について**の禁止

2.4 利用者コンピュータから NACCS へのアクセスについて

2.4.1 NACCS の各サーバへのアクセス方法

民間利用者ネットワークに接続する利用者（以下、「利用者」という。）に対しては、NACCS センターより、NACCS の各サーバの名前解決のための DNS サーバの IP アドレスと各サーバのドメイン名を提示する。利用者は、NACCS の各サーバにアクセスする際、DNS サーバに対して各サーバのドメイン名を用いて問合せを行い、各サーバの IP アドレスを取得し、その IP アドレスに対してアクセスを行うこと。

2.4.2 メインセンター～バックアップセンター間の切替について

メインセンター～バックアップセンター間の切替は、NACCS センターにおいて、DNS サーバの情報を変更することにより行う。このため、利用者はメインセンター～バックアップセンター間の切替を意識する必要はない。利用者は、DNS サーバから取得した IP アドレスを用いて NACCS の各サーバにアクセスすることにより、特段の作業を必要とせず、メインセンター～バックアップセンター間の切替が可能となる。

③ 添付ファイルのファイル名と形式について

運用上、使用可能なファイル名の体系について、以下に示す。

<税関に送付するファイル名>

税関に送付するファイル名は、可能な限り、税関職員受信者が見て内容を類推できるようなものとする。

日本語ファイル名の場合は、ファイル名をBエンコード方式(Base64)でエンコーディングすること。日本語ファイル名のエンコーディング時の文字コードは、実施する業務に応じて以下のとおりとすること。

~~エンコーディング時の文字コードは以下のいずれかとすること。~~

【業務コード：MSX、MSY01実施の場合】

- ・ ISO-2022-JP

【上記以外の添付ファイル使用可能業務実施の場合】

- ・ EUC-JP
- ・ ISO-2022-JP
- ・ Shift_JIS
- ・ UTF-8

ファイル名がASCIIのみであれば、エンコードは必ずしも必要ではない。

<他省庁システムに送付するファイル名>

~~他省庁システムに送付するファイル名は、各他省庁業務仕様書を参照すること。~~

使用可能なファイル形式について、以下に示す。

<文章データ>

- ・ TEXT 形式 (拡張子：txt)
- ・ Microsoft Word 形式 (マクロ等の実行モジュールを含まないこと) (拡張子：doc , docx)
- ・ Microsoft PowerPoint 形式 (マクロ等の実行モジュールを含まないこと) (拡張子：ppt , pptx)
- ・ XML 形式 (拡張子：xml)
- ・ HTML 形式 (拡張子：htm , html)
- ・ リッチテキスト形式 (拡張子：rtf)
- ・ ジャストシステム 一太郎形式 (拡張子：jtd)

<表データ>

- ・ Microsoft Excel 形式 (マクロ等の実行モジュールを含まないこと) (拡張子：xls ,xlsx)
- ・ CSV 形式 (拡張子：csv)

<イメージデータ>

- ・ JPEG 形式 (拡張子：jpeg , jpe , jpg)
- ・ TIFF 形式 (拡張子：tif , tiff)
- ・ Windows ビットマップ形式 (拡張子：bmp)
- ・ GIF 形式 (拡張子：gif)
- ・ PDF 形式 (拡張子：pdf)

<その他>

- ・ 貿易管理サブシステム 申請書形式 (拡張子：jet)

7.4 利用者のセキュリティ対策

利用者は、NACCSセンターサーバとの接続に際し、NACCSセンターが定めたセキュリティ対策に関する内容を遵守し、利用者が講じたセキュリティ対策の内容についてNACCSセンターに報告しなければならない。

NACCSセンターは、利用者のセキュリティ対策が不十分または不適切であると思われる場合には、利用者に対し改善措置を講じるよう指示する。

7.4.1 利用者が行うセキュリティ対策

表 7.4-1 利用者が遵守すべきセキュリティの内容

内容	接続形態			遵守内容	備考
	peer to peer 接続	ルータ 接続	ゲートウェイ 接続		
(1)管理責任者の設置	○	○	○	・NACCSセンターサーバに接続を行う利用者システムの管理責任者を、各事業所ごと及び各ゲートウェイコンピュータ等の設置場所ごとに設置し、NACCSセンターに届け出ること	
(2)ID、パスワードの管理	○	○	○	・上記(1)の管理責任者は、NACCSにおいて利用する各種ID、パスワードの管理を行うこと	
(3)ウィルス対策	○	○		・NACCSと接続する全てのコンピュータに対し、市販のウィルスチェックソフトの導入及び適切な頻度でのバージョンアップを施し、NACCSセンターに届け出ること	
(4)利用者側のシステム構成の提出	○	○	○	・NACCSセンターサーバに接続を行う利用者側のシステムに係る次のものをNACCSセンターに届け出ること ①システム構成図 ②使用する機器の構成リスト	
(5)社内セキュリティ対策の提出 ※NACCSセンターが必要と認めた場合、提出を求める		○	○	・NACCSに関連する社内システムに講じたセキュリティ対策（ファイアウォール、ユーザー認証等）をNACCSセンターに提出すること	
(6)履歴（ログ）の管理			○	・ゲートウェイコンピュータ等からNACCSセンターサーバに接続した接続者を特定するため、利用者はその送受信内容の履歴（ログ）を管理する仕組みを構築し、NACCSセンターに届け出ること	履歴の管理方法については、次ページの（※）を参照

(※) 履歴（ログ）の管理（ゲートウェイ接続~~及びダイレクト・インターフェース~~）

ゲートウェイ接続~~及びダイレクト・インターフェース~~における履歴（ログ）の管理方法を次のとおり定める。

① 保存すべき履歴（ログ）の内容

NACCS センター~~ホスト~~サーバと送受信する電文の項目のうち、次の項目とする。

表 76-4-2 ゲートウェイ接続~~及びダイレクト・インターフェース~~を行う利用者が保存すべき履歴（ログ）の項目

項目	送信時		受信時
	（全業務共通）	（通関業務）	
利用者コード	○	⊖	○
識別番号	○	⊖	—
業務コード	○	⊖	○
年月日時分秒	○	⊖	○
利用者パスワード	＝	⊖ （注1）	＝
パソコンのIPアドレス また はパソコンのIPアドレ ス 相当のアドレス	＝	⊖ （注1）	＝

○・・・必要 —・・・不要

~~（注 1） 利用者がゲートウェイコンピュータ等の配下のパソコンで通関業務（輸出入申告等）を行う場合、ゲートウェイコンピュータ等の設置場所は、日本国内であれば全国で1ヶ所でもよいが、通関業法第9条（営業区域の制限）に従い、配下のパソコンは税関の管轄区域内の通関業法上の許可を受けている営業所に設置されることが必須条件となる。このため、税関の管轄区域を超えて設置されているゲートウェイコンピュータ等を通じて、配下のパソコンで通関業務を行う利用者は、上記のセキュリティ対策としての履歴（ログ）の内容に加えて、当該パソコンが税関の管轄区域内で許可を受けている営業所に設置されていることを特定するのに必要な情報（利用者パスワード、パソコンのIPアドレスまたはIPアドレス相当のアドレス）の履歴（ログ）を取る必要がある。（図 6-4-1を参照）~~

~~（注 2） ゲートウェイコンピュータ等で通関業務を行うパソコンの履歴（ログ）を取ることがシステムの困難な場合には、ゲートウェイコンピュータ等の配下のコンピュータ（社内サーバ等）でも当該パソコンを特定するための履歴（ログ）を取得することを可とする。~~

~~ゲートウェイコンピュータ等で配下のコンピュータを特定するIPアドレス等の履歴（ログ）を取り、配下のコンピュータでパソコンを特定する履歴（ログ）を取り、追跡調査することにより、パソコンのIPアドレスまたはIPアドレス相当のアドレスを特定できることが必須（図 6-4-2を参照）~~

(注 1~~2~~) ゲートウェイコンピュータ等の配下のパソコンで通関業務を行う場合、IP アドレス変換は、固定的な IP アドレスから固定的な IP アドレスへの変換でなければならない。よって DHCP サーバのように動的に IP アドレスを当該パソコンに割り当てることは禁止する。ただし、DHCP サーバにおいて静的な変換をする設定（固定的な IP アドレスから固定的な IP アドレスに変換する設定）がなされている場合は、この限りではない。

② 保存すべき期間

~~システム稼働開始後、当面の間は、~~履歴（ログ）の保存期間を1年間とする。

③ 保存場所及び保存方法

履歴（ログ）の保存場所及び~~および~~その方法については利用者の自由とするが、NACCS センターの提出依頼に迅速に対応可能な状態でなければならない。

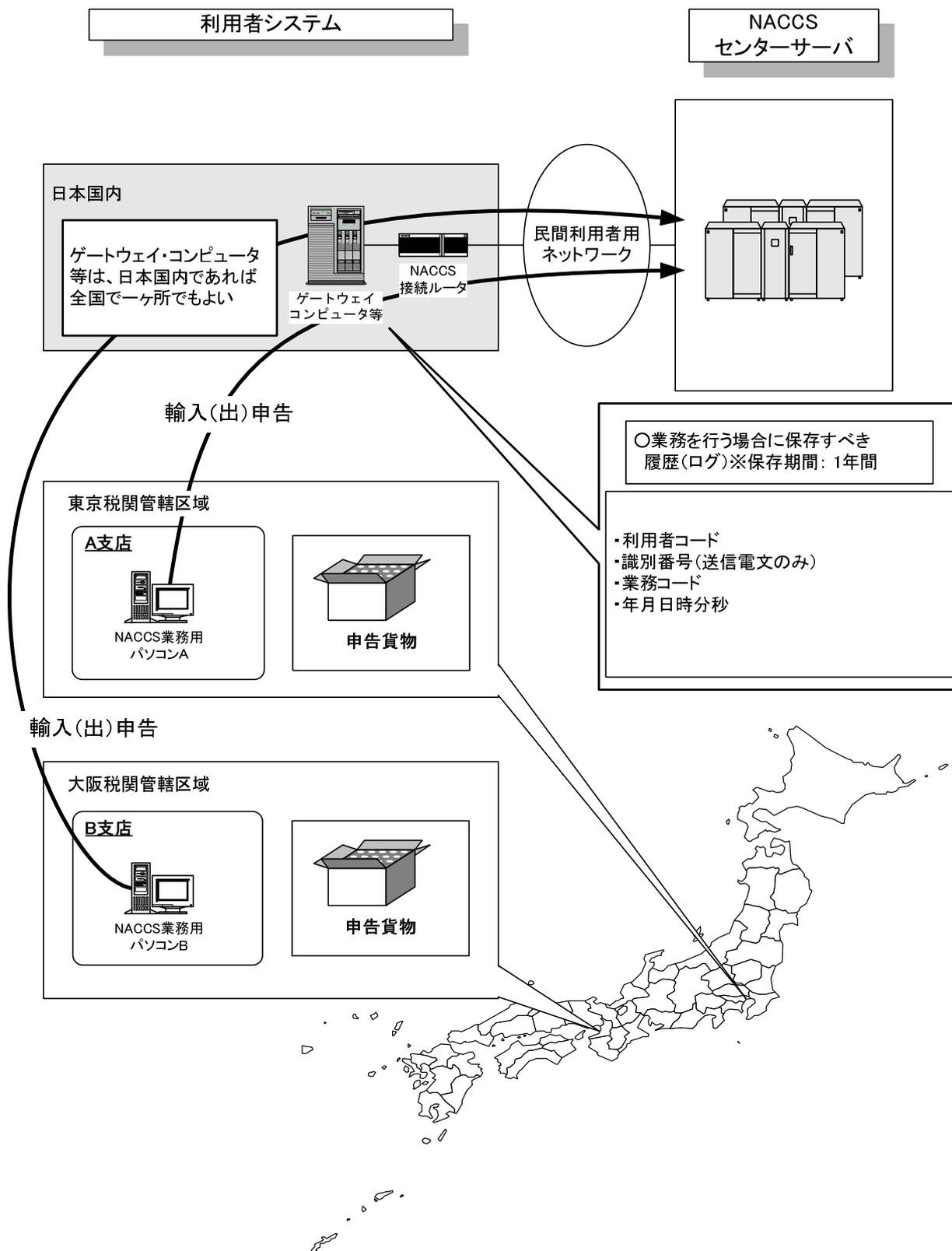


図76-4-1 ゲートウェイコンピュータの配下のパソコンで、輸入(出)申告等業務を行う場合の履歴(ログ)

業務を行ったパソコンを特定するために業務サーバ（プロキシサーバ等）及びゲートウェイコンピュータで、以下のとおりログを取得することとする。

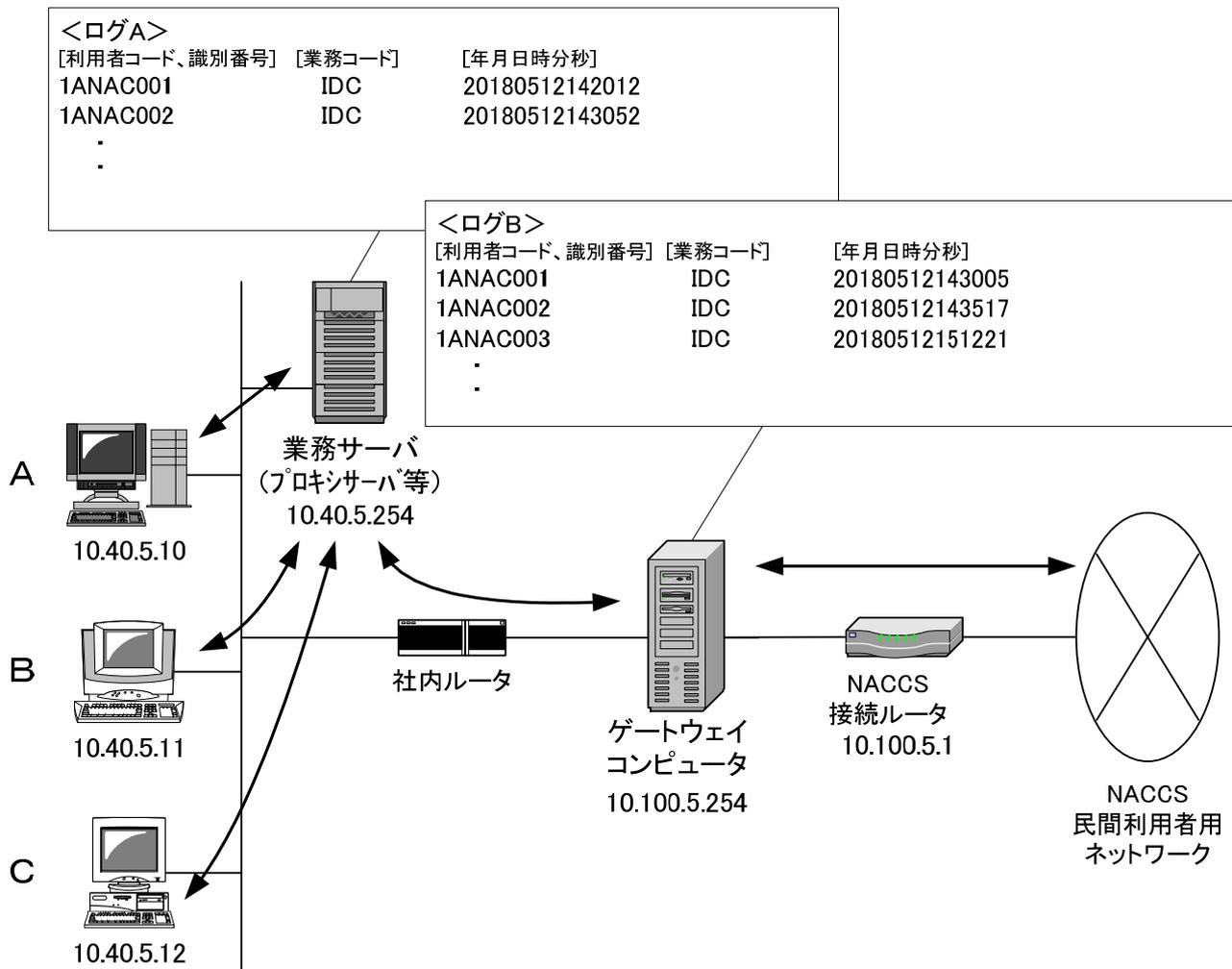


図76-4-2 業務を行うパソコンから業務サーバ(プロキシサーバ等)を介し、電文を送信する場合の履歴(ログ)管理

7.4.2 社外ネットワークとの接続に関するセキュリティ基準

(1) NACCS 接続ルータ~~≒~~の利用に関する制限

~~(ダイレクト・インターフェース用については、(2)を参照のこと)~~

① 10BASE-T/100BASE-TX ポートの利用

Peer to Peer 接続、ルータ~~≒~~接続、ゲートウェイ接続において、NACCS 接続ルータ~~≒~~の民間利用者システム側の 10BASE-T/100BASE-TX ポートは、NACCS 接続専用として設定するため、この 10BASE-T/100BASE-TX のポートを他の目的に使用することはできない。

② コンソールポートの利用

コンソールポートは NACCS センターが NACCS 接続ルータの設定を行う際に使用するためのポートであり、利用者はいかなる機器も接続してはならない。

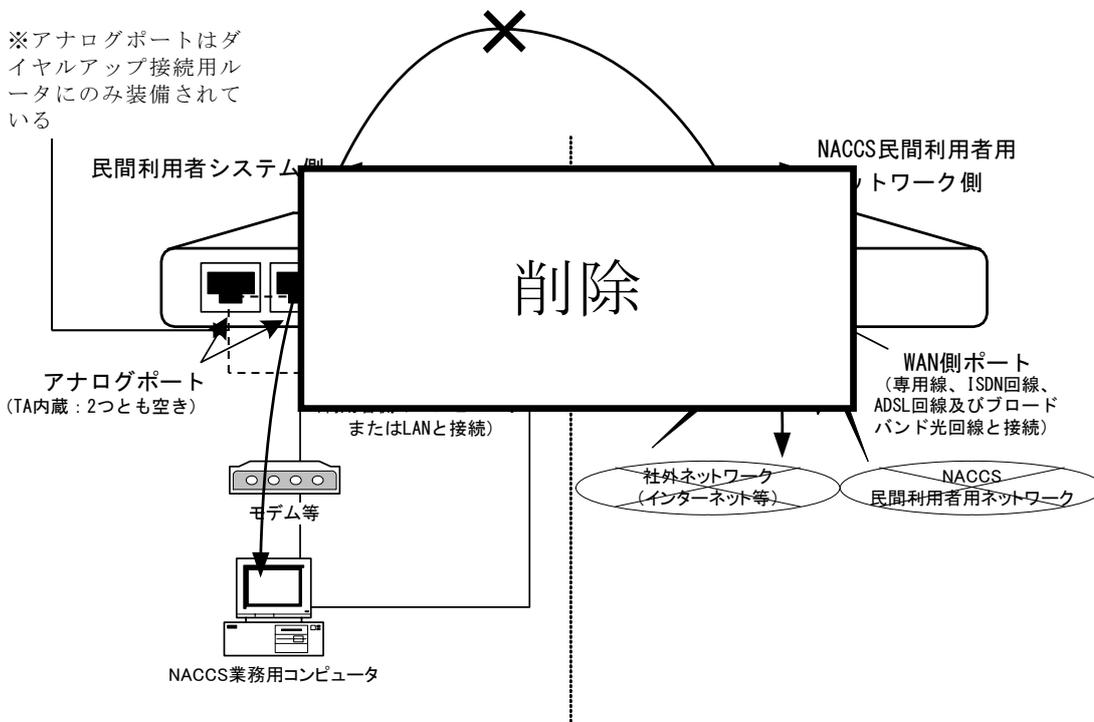
~~② アナログポートの利用~~

~~イ. NACCS 民間利用者用ネットワークとの接続が専用線接続の場合~~

~~専用線接続時に使用する NACCS 接続ルータにはアナログポートが装備されていないため、アナログポートは利用できない。~~

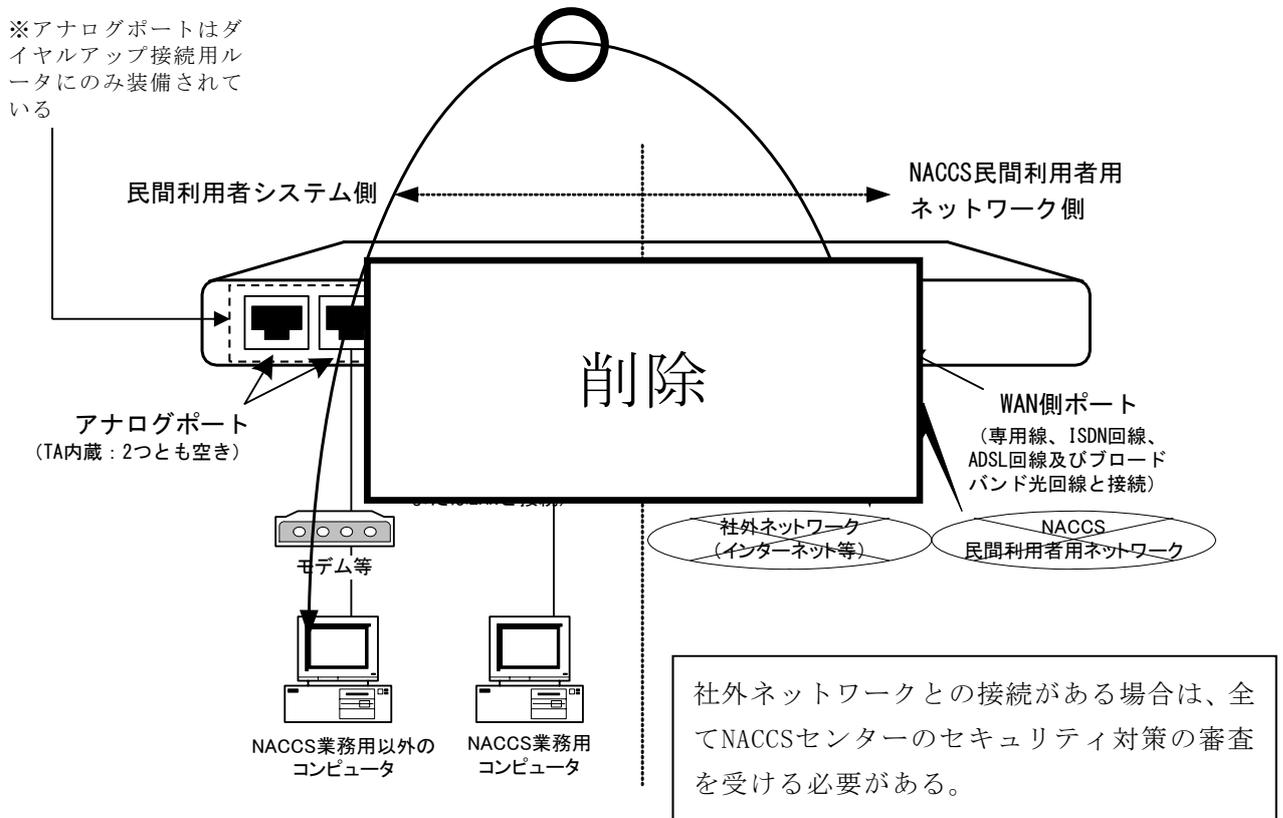
~~ロ. NACCS 民間利用者用ネットワークとの接続がダイヤルアップ接続 (ISDN 回線) の場合~~

~~α. NACCS と接続するコンピュータ (以下、NACCS 業務用コンピュータ) と、社外ネットワーク (他社ネットワーク、インターネット等) のリモート接続を禁止する。~~



~~図6-4-3 NACCS業務用コンピュータ(ダイヤルアップ接続)と社外ネットワークのリモート接続の禁止~~

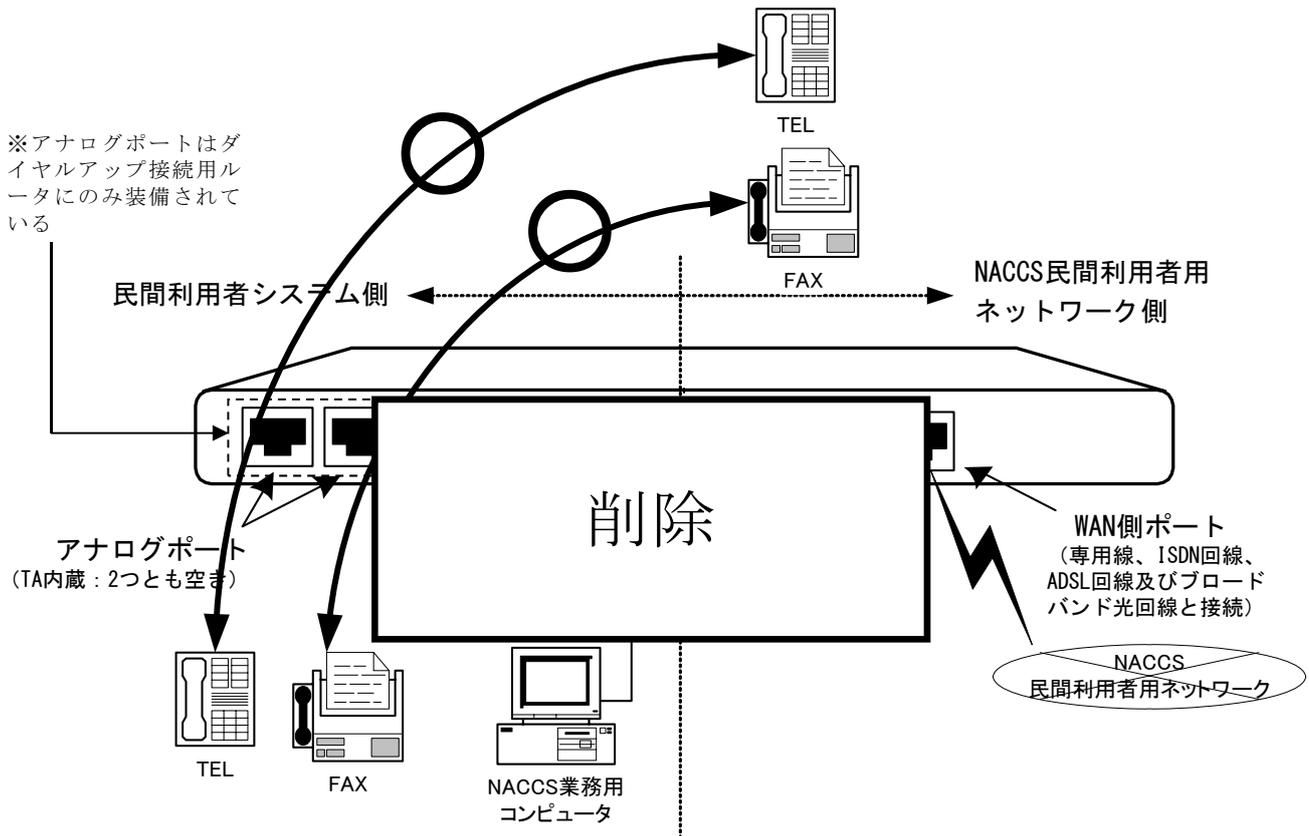
~~h. NACCS 業務用コンピュータ以外のコンピュータと、社外ネットワーク（他社ネットワーク、インターネット等）をリモート接続する場合、NACCS 業務用コンピュータには全く関係ない接続であるためアナログポートの利用を許可する。~~



~~図6-4-4 NACCS接続ルータのアナログポートを使用した、NACCS業務用以外のコンピュータと社外ネットワークのリモート接続の許可~~

~~e. TEL および FAX を利用する場合は、NACCS 業務用コンピュータには全く関係ない接続であるため、アナログポートの利用を許可する。~~

~~ハ. NACCS 民間利用者用ネットワークとの接続がADSLまたはブロードバンド光接続の場合、ADSLまたはブロードバンド光接続時に使用するNACCS接続ルータにはアナログポートが装備されていないため、アナログポートは利用できない。~~



※ただし、アナログポートが使用できるチャンネルは1チャンネル(Bチャンネル)であるため、TELとFAXを同時には利用できない。

~~図6-4-5 NACCS接続ルータのアナログポートを使用したTEL及びFAXの接続の許可~~

~~表6-4-3 NACCS接続ルータの他目的利用に関する制限(専用線及びダイヤルアップ接続)~~

利用するポート	10BASE-T/100BASE-TXポート (LAN接続)		アナログポート (リモート接続)	
	専用線接続	ダイヤルアップ接続	専用線接続	ダイヤルアップ接続
NACCS民間利用者用ネットワークとの接続	専用線接続	ダイヤルアップ接続	専用線接続	ダイヤルアップ接続
NACCS業務用コンピュータ	×	×	×	×
NACCS業務用以外のコンピュータ	×	×	×	○
TELまたはFAX	×	×	×	○

~~○・・・可 ×・・・不可~~

~~表6-4-4 NACCS接続ルータの他目的利用に関する制限(ADSL及びブロードバンド光接続)~~

利用するポート	10BASE-T/100BASE-TXポート (LAN接続)		10BASE-T/100BASE-TXポート (LAN接続)	
	ADSL接続	ブロードバンド光接続	ADSL接続	ブロードバンド光接続
NACCS民間利用者用ネットワークとの接続	ADSL接続	ブロードバンド光接続	ADSL接続	ブロードバンド光接続
NACCS業務用コンピュータ	×	×	×	×
NACCS業務用以外のコンピュータ	×	×	×	×

~~○・・・可 ×・・・不可~~

~~(2) NACCS 接続ルーター（ダイレクト・インターフェース用）の利用に関する制限~~

~~① シリアルスロットの利用~~

~~ダイレクト・インターフェース民間利用者と NACCS センターサーバとの接続において、NACCS 接続ルーター（ダイレクト・インターフェース用）の民間利用者システム側のシリアルスロットは、NACCS 接続専用として設定する。~~

~~② BRI スロットの利用~~

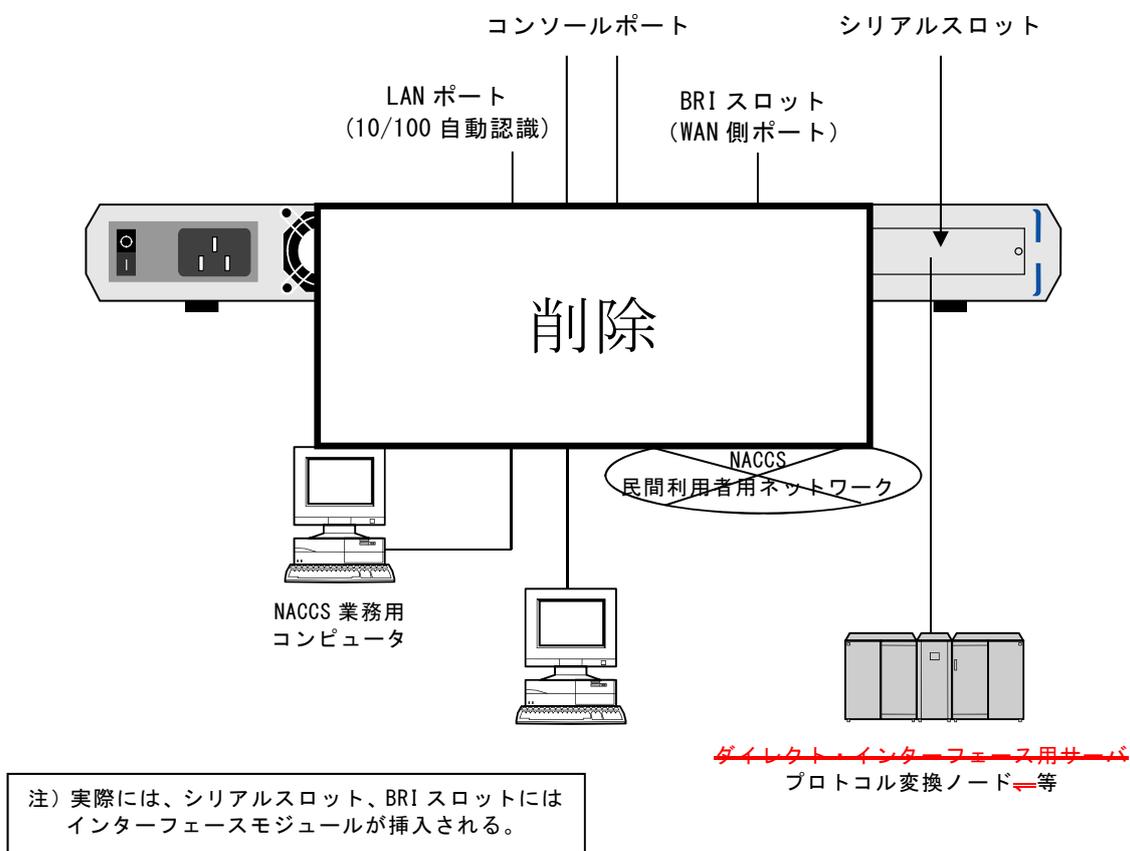
~~ダイレクト・インターフェース民間利用者と NACCS センターサーバとの接続において、NACCS 接続ルーター（ダイレクト・インターフェース用）の WAN 側の BRI スロットは、NACCS 接続専用として設定する。~~

~~③ LAN ポートの利用~~

~~民間利用者と NACCS センターサーバホストとの TCP/IP による接続形態（Peer to Peer 接続、ルーター接続、ゲートウェイ接続）において、NACCS 接続ルーター（ダイレクト・インターフェース用）の民間利用者システム側の LAN ポートは、NACCS 接続専用として設定する。~~

~~④ コンソールポートの利用~~

~~コンソールポートは NACCS センターが NACCS 接続ルーター（ダイレクト・インターフェース用）の設定を行う際に使用するためのポートであり、利用者はいかなる機器も接続してはならない。~~



~~図 6-4-6 NACCS 接続ルーター（ダイレクト・インターフェース用）の概要~~

7.5.5 netNACCS処理方式、WebNACCS処理方式及びebMS処理方式利用時の注意事項

(1) netNACCS処理方式及びWebNACCS処理方式のレスポンス

netNACCS処理方式及びWebNACCS処理方式のレスポンスは、使用するインターネット回線の回線速度にも左右されるが、netNACCS処理方式及びWebNACCS処理方式においては暗号化処理及び認証処理に要する時間、netNACCS処理方式及びWebNACCS処理方式で送受信される電文をNACCSセンターサーバで処理するためにNACCS電文に変換するための時間等、必要なプロセスが多いため、NACCSパッケージソフトを利用（民間利用者用ネットワークを經由してNACCSと接続）する場合と比べてレスポンスが低下するものと考えられる。

(2) インターネット輻輳時のnetNACCS処理方式及びWebNACCS処理方式

現在NACCSセンターが提供している民間利用者用ネットワークでは、ネットワークに輻輳（混雑）が生じた場合においても、NACCSセンターサーバとの接続を保証している。しかし、netNACCS処理方式及びWebNACCS処理方式では、利用者自らが用意するインターネット回線を利用することになるため、NACCSセンターサーバとの確実な接続を保証することはできない。

(3) 電文の消失

netNACCS処理方式及びWebNACCS処理方式はインターネットによる接続であるため、利用者からの処理要求に対する処理結果電文（画面電文）を利用者が受信中に通信障害が発生した場合には、電文の消失が発生する場合があります。

(4) ebMS処理方式のデジタル署名

デジタル署名機能では、X.509準拠のデジタル証明書¹を用いたXML署名による電子署名の付与及びおよび検証を行う。XML署名には、ebXML Messagingエンベロップ及びおよびペイロードを含むこと。なお、電子署名用証明書はNACCSセンターより提供されたものを使用すること。

(5) ebMS処理方式に使用するサーバ証明書

ebMS処理方式において、利用者側のサーバに導入するサーバ証明書は、NACCSセンターより提供されたものを使用すること。

¹電子署名証明書はNACCSセンターより提供されたものを使用すること